

## 盛岡市市民協働推進アドバイザー要領

(平成25年7月31日市長決裁)

### (設置)

第1 市が行う市民協働に関し幅広い意見を得るため、市民協働推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

### (役割)

第2 アドバイザーの役割は、次のとおりとする。

- (1) 地域協働に関する諸制度の検証に関すること。
- (2) 市民協働を推進するための環境の整備に対する助言に関すること。
- (3) その他、市民協働に関して市長が必要と認めること。

### (アドバイザーの委嘱等)

第3 アドバイザーは、市民協働に関する知識経験を有する者から、市長が委嘱する。

2 アドバイザーの定員は、5人以内とする。

### (任期)

第4 アドバイザーの任期は、1年間とする。

2 アドバイザーに欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5 市長は必要があると認めたときは、アドバイザー全員による会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

2 会議は、市長が招集する。

### (庶務)

第6 アドバイザーに係る庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

### (実施期日)

第7 この要領は、平成25年7月31日から実施する。

### (経過措置)

第8 平成26年3月31日までに委嘱されたアドバイザーの任期は、第4第1項の規定にかかわらず、同日までとする。